

# 許可申請書

令和 年 月 日

太田土木事務所長 様

申請者 住所

ふりがな  
氏名

(☎

印)

)

別紙のとおり河川法第55条第1項の許可を申請します。

規則別記様式第 8 (乙の 4)

(工作物新築、改築、除却)

- 1 河川の名称  
利根川水系 一級河川
- 2 目的
- 3 場所  
河川保全区域  
左岸  
右岸
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工 期  
許可の日から 日間とする。
- 8 河川保全区域内の行為面積  $m^2$
- 9 その他

## 記載例（住宅新築の場合）

(工作物の新築)

1 河川の名称

利根川水系 一級河川 〇〇川

2 目的

住宅新築のため

3 場所

保全区域 左岸  $\nabla$  河川の上流から見て左右を判断する  
高崎市箕郷町〇〇字〇〇4-3 地内  
 $\wedge$  土地登記簿上の地番を記入する

4 工作物の名称又は種類

専用住宅1棟

5 工作物の構造又は能力

木造2階建 150<sup>m<sup>2</sup></sup>  
基礎 コンクリート造り

6 工事の実施方法

堤防法先から4mの箇所とし、在来地盤を50cm盛土、コンクリート基礎とする。

7 工期

許可の日から 50日間とする

$\uparrow$  工事工程表の日数と合わせる。

8 河川保全区域内の 行為面積

80.5<sup>m<sup>2</sup></sup>

$\uparrow$  当該土地で掘削及び盛土する面積を記入。(住宅の場合、建築面積+余堀部分+配管部分+浄化槽等の面積となる。当該敷地を全て造成する場合はその面積。)

9 その他

# 河川占用許可関係申請添付書類

(第55条第1項 関係)

## 1 申請書及び続紙

## 2 位置図（原則S=1/50,000）及び案内図

## 3 実測平面図

官民界、河川区域線、河川保全区域線を朱書  
横断面図位置を明示  
排水計画についても必ず明記のこと（以下の図面についても同様）

## 4 横断面図

官民界、河川区域線、河川保全区域線、HWL、LWLを朱書  
河川から申請地の全てが入る範囲を明示  
掘削、基礎等の地下部分も明示

## 5 工作物構造図

構造詳細図（矩計図等）、平面図、断面図、既製品についてはカタログ等  
全ての工作物の構造（住居、排水管、浄化槽、擁壁、フェンス等）がわかるよう  
にしてください

## 6 公図

申請地及び隣接地の所有者、地目、地積を記入  
河川区域線、河川保全区域線を朱書  
工作物を朱書で明示

## 7 三斜丈量図及び面積計算書

河川保全区域内の行為面積を求積

## 8 土地所有者の承諾書

申請人と土地所有者が相違の場合

## 9 現場写真

工作物を朱書で明示、実測平面図等に写真撮影方向を明示  
河川の護岸状況と申請地が分かる写真とする

## 10 土地全部事項証明書

## 11 工事の実施方法を記載した書類

工事仕様書、工事工程表 等

## 12 その他参考となるべき事項を記載した書類

\*各図面とも縮尺、方位、作成者・転写者職氏名（押印）記入

\*2部提出（1部は登記簿は写しで可）

# 河川法第55条第1項の許可申請留意事項

(河川保全区域内の工作物設置、土地の形状変更)

## 申請対象

- ◎ 河川保全区域内において、工作物の設置または改築を行う場合
  
- ◎ 河川保全区域内において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更を行う場合

## 留意事項

- 河川保全区域とは、河川区域線から20mの区域（堤内側）。
  
- 河川保全区域内において、次の行為は申請対象外である。  
(河川法施行令第34条)
  - ・ 耕耘
  - ・ 河川区域線（河川管理施設の敷地）から5m以上離れた土地における次の行為
    - ① 3m以内の盛り土
    - ② 1m以内の掘削及び切土
    - ③ 軽微な工作物（木造住宅等）の新築、改築 等
  
- 河川放流がある場合には注意すること。